

○国土交通省令第十八号

道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二十三条第二項及び第二十七条第一項（これらの規定を同法第四十三条第五項において準用する場合を含む。）並びに貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第十七条第一項及び第三項（これらの規定を同法第三十五条第六項、第三十六条第二項及び第三十七条第三項において準用する場合を含む。）並びに第十八条第二項（同法第三十五条第六項及び第三十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業運輸安全規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

国土交通大臣 大島 章宏

旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業運輸安全規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令

旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業運輸安全規則の一部を改正する省令（平成二十二年国土交通省令第三十号）を次のように改正する。

附則第一項ただし書中「平成二十三年四月一日」を「平成二十三年五月一日」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。